

地域安全ニュース

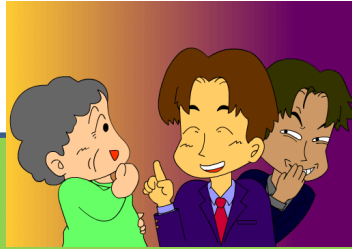
令和3年5月



自宅への訪問者にご注意!!

警察官や金融機関職員、訪問販売業者、訪問買取業者、電気工事業者などをかたって訪問してきた犯人に、キャッシュカードや貴金属などを盗まれる被害が発生しています。

犯人の手回



よーし。目を離した隙に盗んでやろう。

◆ 警察官などをかたって

警察や金融機関職員をかたり「あなたのキャッシュカードが犯罪に利用されている」などと言って訪問し、隙をみてキャッシュカードを盗んだりすり替える

◆ 訪問買取業者をかたって

買取業者をかたって訪問し「何でも買取します。他に不要な物はないですか」などと言って室内に入り、隙を見て現金や貴金属を盗む

◆ 電気工事業者をかたって

電気工事業者をかたって訪問し、点検作業等を装って室内に入り、隙を見て現金や貴金属を盗む

～被害に遭わないために～

- 1 玄関は必ず施錠し、訪問があってもすぐにドアを開けず、インターホンやドアチェーンをかけたままで対応する。
- 2 訪問者を屋内に入れるときは、少しの間でも目を離さない。
- 3 警察や役所などの官公署を名乗れば、その場で官公署に電話をして確認する。

事業所・企業の皆様へ

令和3年6月1日を期日として、府内全ての事業所・企業を対象として「経済センサス活動調査」が実施され、京都府知事から任命された調査員が調査票の配布・回収を行っています。調査員は調査員証(顔写真付き)を携帯しているので、必ず確認しましょう。事業所ではない個人宅へ調査員が訪問することはありません。

地域の安全・安心の情報をタイムリーに入手！
～防犯・犯罪情報メールの登録をお願いします～

anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp

に空メールを送信して、返信された登録画面に必要事項を入力、もしくはQRコードからも登録ができます。



京都府警察本部
生活安全企画課
犯罪抑止対策室
075-451-9111

